

議案第37号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年9月1日提出

基山町長 松 田 一 也

基山町条例第 号

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第24条第2号中「参考人等として官公署に出頭する場合」を「参考人、被害者参加人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部改正に伴い、官公署出頭に関する特別休暇の対象に被害者参加人として官公署に出頭する場合が追加されたため、基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正する必要がある。

令和 8 年 9 月 11 日原案可 決